貸金庫規定　新旧対照表

改　　定　　前	改　　定　　後
1.　（格納品の範囲） （1）(略) （2）(略)	1.　（格納品の範囲） （1）(略) （2）(略) **（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。** **①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの** **②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの**
	2.（利用目的の確認） **（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。** **（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。**
2.　（契約期間等）（略）	**3.**　（契約期間等）（略）
3.　（使用料）（略）	**4.**　（使用料）（略）
4.　（鍵の保管）（略）	**5.**　（鍵の保管）（略）
5.　（貸金庫の開閉等）（略）	**6.**　（貸金庫の開閉等）（略）
6.　（届出事項の変更等）（略）	**7.**　（届出事項の変更等）（略）
7.　（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）	**8.**　（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）
8.　（印鑑照合等）（略）	**9.**　（印鑑照合等）（略）
9.　（損害の負担等）（略）	**10.**　（損害の負担等）（略）
10.　（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第１１条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第１１条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	**11.**　（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、**第１２条**第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、**第１２条**第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
11.　（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。	**12.**　（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第７条に準じて取扱います。	なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか**第８条**に準じて取扱います。
（2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。	（2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。**第３条**により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
①借主が使用料を支払わないとき	①借主が使用料を支払わないとき
②借主について相続の開始があったとき	②借主について相続の開始があったとき
③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき	③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき	④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき	⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
	⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
	⑦本邦または外国の法令･規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
	⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
	⑨マネー･ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー･ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
（3）（略）	（3）（略）
（4）前３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第３条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	（4）**前２項または前３項**の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、**第４条**第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に**第４条**第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
（5）第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	（5）**第１項、第２項または第３項**の明渡しが３か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
（6）（略）	（6）（略）

12. （貸金庫の修繕、移転等）（略） 13. （緊急措置）（略） 14. （譲渡、転貸等の禁止）（略） 15. （保証人）（略） 16. （規定の変更）（略） 以 上	**13.** （貸金庫の修繕、移転等）（略） **14.** （緊急措置）（略） **15.** （譲渡、転貸等の禁止）（略） **16.** （保証人）（略） **17.** （規定の変更）（略） 以 上

太字・下線部分が改定箇所

自動貸金庫規定　新旧対照表

改　　定　　前	改　　定　　後
1.　（格納品の範囲） （1）（略） （2）（略）	1.　（格納品の範囲） （1）（略） （2）（略） **（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。** **①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの** **②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの**
	2.（利用目的の確認） **（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。** **（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。**
2.　（契約期間等）（略）	**3.**　（契約期間等）（略）
3.　（使用料）（略）	**4.**　（使用料）（略）
4.　（鍵の保管）（略）	**5.**　（鍵の保管）（略）
5.　（貸金庫の開閉等）（略）	**6.**　（貸金庫の開閉等）（略）
6.　（届出事項の変更等）（略）	**7.**　（届出事項の変更等）（略）
7.　（貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い）（略）	**8.**　（貸金庫カード、鍵の喪失時等の取扱い）（略）
8.　（印鑑照合等）（略）	**9.**　（印鑑照合等）（略）
9.　（損害の負担等）（略）	**10.**　（損害の負担等）（略）
10.　（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号Ａから Ｆおよび第 3 号Ａから Ｅのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号Ａから Ｆまたは第 3 号Ａから Ｅの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	**11.**　（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、**第１２条**第 3 項第 1 号、第 2 号Ａから Ｆおよび第 3 号Ａから Ｅのいずれにも該当しない場合に使用することができ、**第１２条**第 3 項第 1 号、第 2 号Ａから Ｆまたは第 3 号Ａから Ｅの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。
11.　（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。	**12.**　（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。	なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか**第８条**に準じて取扱います。
（2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が、満了し、契約が更新されないときも同様とします。	（2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が~~、~~満了し、契約が更新されないときも同様とします。
①借主が使用料を支払わないとき	①借主が使用料を支払わないとき
②借主について相続の開始があったとき	②借主について相続の開始があったとき
③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき	③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき	④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき	⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
	⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
	⑦本邦または外国の法令･規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
	⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
	⑨マネー･ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー･ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
（3）（略）	（3）（略）
（4）前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間を満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 3 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第 3 条第 1 項の方法に準じて自動引落することができるものとします。	（4）**前２項または前３項**の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間を満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、**第４条**第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に**第４条**第 1 項の方法に準じて自動引落することができるものとします。
（5）第 1 項から第 3 項の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	（5）**第１項、第２項または第３項**の明渡しが 3 か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
（6）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が	（6）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が

支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 12. （貸金庫の修繕、移転等）（略） 13. （緊急措置）（略） 14. （譲渡、転貸等の禁止）（略） 15. （保証人）（略） 16. （規定の変更）（略） 以 上	支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 **13.** （貸金庫の修繕、移転等）（略） **14.** （緊急措置）（略） **15.** （譲渡、転貸等の禁止）（略） **16.** （保証人）（略） **17.** （規定の変更）（略） 以 上

太字・下線部分が改定箇所